

農業機械施設導入事業補助金について

町では、担い手農業者の確保と支援・育成を目的として、平成29年度から「農業機械施設導入事業補助金」を定めておりますが、近年ニーズが高まってきたことから、広く担い手の皆様にご活用いただくために採択基準等の見直しをしました。今後も引き続き農業経営にご活用いただければと思います。

1 対象者

①認定農業者 ②認定新規就農者 ③集落営農組織

注) 長和町に住所を有する者(個人・法人)で町税等の滞納のない者

2 対象事業

農業者が自らの農業経営において使用する農産物の生産・加工・流通・販売その他農業経営の開始若しくは改善等に必要な機械または施設の導入

3 採択基準

「2 対象事業」は以下の基準を満たすものとする。

ア 町からの交付決定後に事業着手し、単年度で完成すること。

イ 総事業費が50万円以上であること。

ウ 中古品は不可とする。

エ 農業経営の用途以外の用途に容易に供される汎用性の高い機械等は不可とする。※1

オ 原則として国・県・JAなどの補助事業と重複しないこと。

カ 自費導入若しくは他の補助事業からの切り替えは不可とする。

キ 本事業により機械・施設等を導入した者が、再度同種類の機械・施設等を導入する場合においては、5年間の期間を空けることとする。ただし、同種類の機械・施設等の導入であっても複数の機械・施設等を有している場合は、その機械・施設等ごとに5年間の期間を空けることとする。なお、米用コンバインとそば用コンバインは別機械という取扱いとする。

ク 施設の新設等を行う場合は、建築工事届(建築確認届)を行うこと。

※1 汎用性の高い機械・施設等の例示

運搬用トラック、バックホウ、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、パソコン 等

4 補助額・補助率

補助率：事業費総額の10分の3以内(300万円上限)

例) 事業費総額100万円×3/10=補助金額30万円

事業費総額1,200万円×3/10=400万円(補助金額300万円)

※ 申請者が多数の場合、補助率は変動する可能性があります。

5 事業要望

翌年度に本補助事業を実施したい場合は、当該年度の11月末日までにカタログ、見積書1通を添えて「農業機械施設導入事業要望書」を提出すること。

※農業機械施設導入事業要望書の提出で採択が確約されるものではありません。

※予算が関わることで、対象期間中に農業機械施設導入事業要望書の提出がない場合、翌年度の対象にはなりません。

6 その他

交付申請、実績報告及び交付請求等、事務手続きに関する詳細については役場産業振興課農政係までお問い合わせください。

7 問合せ先

役場産業振興課農政係 電話75-2047